

第9回 議会活性化特別委員会次第

平成25年1月16日
第3委員会室

1. 協議・報告事項

(1) 議会基本条例について

- ・第1条（目的）・第2条（基本理念）

「すべく」、「もって」、「本旨」など平易なことばにしたい。前文をわかりやすくしたのだから。

条文はこういう言葉でないと駄目とか条文の言葉の使い方（条例用語）を例規の専門家に確認を（事務局）。

時間はたっぷりあるので後からでもいい。

もっと市民にわかりやすい文言で。

わかりやすいのはいいが、長くならないようにしたい。

次回は、第2章（3条～5条）

(2) 議員研修会について

2月4日（月）14時～16時 日本経営協会 加藤幸雄氏

『議会改革と議会基本条例について』 了承（全協で開催通知配布）

(3) その他

- ・地方自治法の改正に伴う条例等の改正について

【法100条第14項関係（別表1・2）】

名称・項目については、標準のとおりとする。内容は先例等で。

広聴費の「住民相談」、広報費と広聴費の「茶菓子代」はそのまま。

【法100条第16項関係（新設）】

条例上の規定を設ける。

【附則関係（経過措置）】

経過措置2でいく。

【確認】

『藤枝市議員報酬等審議会条例』・・・一部改正

『藤枝市議会の政務調査費の交付に関する条例』・・・一部改正

『藤枝市議会の政務調査費の交付に関する規則』・・・一部改正

以上3件は、新旧対照表のとおりとする。

議決日は初日採決で。

※1月21日（月）の全員協議会で委員長報告をする

（条例改正案と新旧対照表配布）

- ・藤枝市議会委員会条例の一部を改正する条例について

第2条の委員会名称（総務文教、建設経済環境）と所管の改正。

「議員は、少なくとも一つの常任委員となるものとする」を追加

※1月21日（月）の全員協議会で委員長報告をする

（条例改正案と新旧対照表配布）

- ・藤枝市議会会議規則の一部を改正する規則について

自治法改正に伴う条項変更

第9節に（公聴会、参考人）を7条追加、以下7条繰り下げ

※1月21日（月）の全員協議会で委員長報告をする

（条例改正案と新旧対照表配布）

2. その他

館委員より、常任委員会の更なる活性化を目指して次回、提案する

次回予定 2月 15日（金） 13時30分